

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第191回 中国事業において中文契約書を締結しておく必要性について

日系企業の本社または現地法人が中国企業と取引するにあたり、英文契約書のみを締結するという状況がしばしばあり、これは双方の当事者がともに理解できる英語を契約言語としていることで、効率的に契約の締結および履行ができるという認識に基づくことが多いようです。契約がスムーズに履行できた場合には、英文のみでの契約という方式は確かに効率的ですが、もし契約内容について理解の不一致や契約履行をめぐる紛争が生じた場合、中国語版の契約書（以下「中文契約書」という）の不存在によって日系企業の権利主張が困難になったり対応コストが大幅に増大したりする結果を招きかねません。今回は、そのような問題を回避するための中国における実務の留意点や対策について解説いたします。

◇中文契約書を作成せず権利保護が難航したケース

日本企業A社は中国の国有企業B社と、総額5億円の専用設備の売買契約を英文の契約書で締結した。契約の履行期間は2年とし、B社は前払い金30%、設備製造完了後30%、設備の据え付けと試運転の完了後40%という割合を取り決めて3回に分けてA社に購入代金を支払うことになっていた。契約履行に関わる具体的な商業・技術条件が複雑であるため、双方間では一連の補充協議書を英文のみで締結し、関連技術文書も全て英文で作成されていた。

設備の据え付けと試運転を無事に終え、A社からB社に残り40%の設備代金を請求した。ところがB社は、その後の使用段階で予期した性能が発揮されない、会社の資金繰りが厳しいなどの理由を挙げて一向にこの代金を支払わなかった。交渉を重ねても進展せず、A社はやむを得ずB社を提訴することになったが、契約で紛争の管轄について「中国の裁判所」を約定しており、中国の裁判所からは全ての訴訟書類を中文で提出するよう求められた。このため、A社は2カ月以上の時間をかけて売買契約書、付属書などの契約履行に関わる全ての書類や証拠の中文版を作成することになった。

◇中文契約書の締結が必要となる理由

1. 中国の「民事訴訟法」第262条では、中国の裁判所が涉外民事事案を審理するにあたり、中国語を使用しなければならないことが定められています。この規定に基づき、中国の裁判所からは訴訟活動中のほとんどの法的文書について中文版の提出が求められるうえ、裁判は中文版の契約内容に準じて行われます。「民事訴訟法」でも、外国語の資料を翻訳することは認められていますが、完全に正確な翻訳が用意できるかどうかに不確実性があり、翻訳した内容が相手方の認可を得られない場合は、裁判所の指定翻訳会社による訳文の再提出を求められることもあり、訴訟プロセスがより長引くこととなります。

2. 契約で紛争の管轄を外国の裁判所または仲裁機関と約定している場合について、中国の「民事訴訟法」にも外国の司法機関による判決や判断を承認し執行するための特別制度が設けられています。しかし、承認や執行には中国の裁判所による審査を経る必要があります、この審査も中国語版の文書に基づいて行われます。

3. すでに紛争が発生してしまった後に比べ、契約交渉段階においては、理解の不一致を回避し、自ら有利となるよう文言を調整できるチャンスがより多くあります。言語が異なれば細かな表現やニュアンスの違いは免れないため、有利な約定に設定するには、中文契約書上で直接内容を調整することが最も確実といえます。

◇日系企業へのアドバイス

事例紹介と理由の説明で上述した通り、日系企業が中国事業を展開する中で、中文契約書を締結しておくことの必要性は非常に高いものとなります。社内関係者の閲覧のためには、「中文+日文」「中文+英文」「中文+日文+英文」など、複数言語で作成することで柔軟に対応することができます。また契約交渉段階では、各言語版の契約書の作成や修正は全て並行して行うことになるため、多くの実例から見ても、複数言語版の契約書を作ることで実際の作業時間が大幅に増加することもなく、適切に対応できれば高い効率を維持することもなお可能です。

《中国・経済》

融創中国も資金繰り悪化=地方当局に規制緩和要請—不動産業界、苦境浮き彫り

【上海時事】中国ニュースサイト、証券時報網が27日までに伝えたところによると、中国の不動産開発大手、融創中国（北京市）はこのほど、浙江省紹興市当局に、不動産市場への締め付けを緩めるよう要請したもうだ。地元で手掛けたプロジェクトの販売が急激に落ち込み、資金繰りに支障を来し始めているという。

中国では当局の不動産市場に対する規制強化で、約33兆円の負債を抱える業界大手の恒大集団（広東省）が経営危機に陥るなど、業界全体の苦境が深まっている。報道統制も強まり、この問題に関するニュースも既に、インターネットから削除された。

報道によると、融創中国は紹興市政府に宛てた書簡で、当局の厳し過ぎる規制で住宅販売が大幅に落ち込んだなどと、現地事業の窮状を訴えている。同社の負債総額は6月末時点での9971億2000万元（約17兆円）、うち有利子負債は3035億2000万元。短期負債は909億9000万元。現金など取り崩し可能な資産は1011億元。

紹興では今年5月から新築住宅販売の抽選購入制度がスタート。6月には住宅購入に一定の資格要件を義務付ける規制が導入された。さらに、7月には中古住宅に指導価格制度を設けるなど、購入規制が段階的に強化されている。

このため、契約や住宅ローンの審査に要する時間が長期化。住宅取引が急激に冷え込んでいるという。融創中国は、手掛けたプロジェクトが予定通りの売り上げを見込めなくなり、資金繰りが悪化したなどと当局に訴えている。8月に販売を始めた大型物件「黄酒小鎮」では、成約件数は1週間平均わずか1、2件にとどまり、77億元の投資に対し、これまでに2億元余りしか回収できていないという。

一方、中信証券のリポートによると、中国の8月の分譲住宅販売面積と販売金額は前年同月比15.6%、18.7%、それぞれ減少した。借入金利の上昇や、住宅ローンの総量規制などが売買を圧迫しているという。

融創中国の孫宏斌会長は9月の決算発表で、今後の中国不動産市場について、「冬の時代を迎える」と悲観的な見方を示していた。同社は現在、中国本土の100以上の都市で事業を展開。当局が昨夏、大手不動産業者を対象に導入した資金調達総量規制「三つのレッドライン」のうち、一つがクリアできていない。

日本企業、恒大危機を警戒=直接影響は限定的

中国の不動産大手、中国恒大集団の経営危機に日本企業が警戒を強めている。恒大と大きな取引がある国内の金融機関や企業は少なく、直接の影響は限定的との見方が大勢だ。ただ、債務不履行に陥れば、世界経済に動搖が広がりかねず、政府も「分かる人がいたら教えてほしい」（麻生太郎財務相）と事態の深刻さを測りかねている。

金融業界関係者によると、恒大の主な借入先は中国の金融機関が多く、日本の主要な銀行や保険会社、証券会社による大規模な投資や融資の例はない。金融機関の関係者は「日本の投資家に直接大きな影響が出るとは思っていない」と指摘。一方で、恒大の社債の返済状況を注視する必要があるとの認識を示す。



日本建設業連合会の宮本洋一
会長（左）と日本船主協会の
池田潤一郎会長